



補助金をご活用ください！

## ブロック塀等撤去改修事業補助金制度

問い合わせ 建築指導課 ☎229-3187 FAX229-3336

強度不足や老朽化が著しいブロック塀等は大規模な地震の際に倒壊しやすく、多くの二次災害をもたらします。津市では、災害時の市民の安全を守り避難経路を確保するため、道路に面するブロック塀等を撤去・改修する際に費用の一部を補助します。ぜひご活用ください。

**対象** 市内に設置されているブロック塀等を所有する個人・法人

**対象要件** 道路に面するもので、高さ1m以上※1、かつ2段積み以上のブロック塀等を全て撤去する工事、または撤去と併せてフェンス等を設置する工事※2で、来年1月末までに完了する見込みのもの

※1 道路と敷地地盤面の高さが異なる場合は、道路面からの高さが1m以上

※2 フェンス等の設置のみの工事は対象外

### 補助金額

#### 撤去する場合

|                                   |                                   |                  |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| ブロック塀等の撤去に要する費用                   | } どちらか少ない額 $\times \frac{1}{2} =$ | 補助金額<br>(上限10万円) |
| 撤去するブロック塀等の長さ(1m当たり) $\times$ 1万円 |                                   |                  |

#### 改修する場合

|                                  |                                   |                  |
|----------------------------------|-----------------------------------|------------------|
| フェンス等の設置に要する費用                   | } どちらか少ない額 $\times \frac{1}{2} =$ | 補助金額<br>(上限10万円) |
| 設置するフェンス等の長さ(1m当たり) $\times$ 1万円 |                                   |                  |

※撤去と合わせて改修をする場合は、上記の補助金額を合計した金額となります。

**申し込み** 建築指導課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えていずれかに提出

※交付決定前に工事の契約・着手したものは対象外。詳しくは津市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



### ブロック塀が倒れると…

緊急車両の通行の妨げになります



倒壊によりけがをする危険があります



津波などからの迅速な避難を妨げます



狭い道路を広げて住みよいまちに

## 狭あい道路整備事業助成金・報償金

問い合わせ 建築指導課 ☎229-3185 FAX229-3336

津市が管理する幅員4m未満の狭い道路を広げるため、敷地の後退(セットバック)部分を寄付していただける人を対象に、測量・分筆や支障物件の除却などにかかる費用の一部を助成します。

### 対象・助成額など

|     | 対象                                             | 助成額など(上限)                                |
|-----|------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 助成金 | ●道路拡幅用地の測量、分筆、所有権以外の権利の抹消登記                    | 測量費(12万円)<br>分筆登記費(3万円)<br>抹消登記費(5,000円) |
|     | ●道路拡幅用地内にある門、塀、擁壁、生垣などの除却<br>●水道メーター、排水ますなどの移設 | 50万円<br>※除却などに要した費用の1/2または津市が算出した費用の1/2  |
| 報償金 | ●道路拡幅用地<br>●すみ切り用地                             | 100万円<br>※路線価に寄付面積を乗じて得た額の1/2            |

### 対象道路(以下のいずれかに該当する道路)

- 建築基準法第42条第2項の規定に係る道路
- 幅員1.8m以上4m未満の市道
- 建物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路

**件数** 予算に達するまで

**申し込み** 建築指導課にある協議申請書に必要事項を記入し、直接窓口または郵送で建築指導課(〒514-8611 住所不要)へ  
※申請書は津市ホームページからもダウンロード可

